



広報

つくばみらい



★市内に残る民俗芸能
「西丸山祈禱(きとう)ばやし」

1月13日、西丸山地区において、無病息災を祈願する県無形民俗文化財「西丸山祈禱ばやし」が行われました。水害にあい、疫病が流行したことから江戸初期にはじめられたと伝わる行事です。

おはやし一行は、米俵3俵と大小の太鼓を載せた大八車で同地区の家々を一軒一軒まわりながら祈禱しました。

●主な内容

- ・市議会議員選挙の結果について・・・p. 2
- ・タイヤロックを導入します・・・p. 3
- ・農政課からのお知らせ・・・p. 12～15
- ・市内の出来事・・・p. 16～19

2

平成20年 如月

No.23

2月1日現在人口・世帯数(前月比)

総人口42,928人(+51) 男21,472人(+18) 女21,456人(+33)・世帯数14,543世帯(+39)

新議員20人が決定!!

市議会議員一般選挙 投・開票結果

去る2月3日に行われたつくば
らい市議会議員一般選挙の投・開
票結果は次のとおりです。

- ・投票者数 19,235人
(うち期日前投票2,708人)
- ・投票率 55.43%
(うち期日前投票7.80%)

得票数	氏名(敬称略)	年齢	党派名
当 1,319.591	坂 洋	58	公明党 新
当 1,098	染谷 礼子	55	公明党 現
当 1,073	川上 文子	61	日本共産党 現
当 1,066	岡田 伊生	55	無所属 現
当 1,018	倉持 悦典	64	無所属 現
当 985.346	中山 平巳	70	無所属 現
当 946	直井 誠	60	無所属 現
当 910.408	海老原 弘	63	無所属 現
当 863	廣瀬 満	67	無所属 現
当 857.653	中山 栄一	57	無所属 現
当 843	神立 精之	67	無所属 現
当 817	豊島 葵	61	無所属 現
当 785	秋田 政夫	58	無所属 新
当 770	古川 よし枝	56	日本共産党 現
当 681	山崎 貞美	65	無所属 現
当 679	横張 光男	62	無所属 現
当 674	今川 英明	59	無所属 現
当 603	高木 寛房	49	無所属 現
当 593	松本 和男	60	無所属 現
当 567	堤 實	70	無所属 現
次 530	古舘 千恵子	60	民主党 現
落 519	鴻巣 早苗	54	無所属 現
落 504	飯泉 静男	66	無所属 現
落 355	安藤 幸子	69	無所属 現

投票区名	選挙当日の有権者数			投票者数			投票率 (%)
	男	女	計	男	女	計	
小張 投票区	1,492	1,470	2,962	582	560	1,142	38.56
豊 投票区	1,062	1,091	2,153	573	569	1,142	53.04
谷井田第1 投票区	1,829	1,902	3,731	806	851	1,657	44.41
谷井田第2 投票区	420	447	867	205	216	421	48.56
谷井田第3 投票区	603	601	1,204	261	259	520	43.19
三島 投票区	1,008	1,016	2,024	604	604	1,208	59.68
東 投票区	530	548	1,078	366	349	715	66.33
板橋第1 投票区	889	872	1,761	390	386	776	44.07
板橋第2 投票区	872	852	1,724	435	432	867	50.29
板橋第3 投票区	1,856	1,890	3,746	691	718	1,409	37.61
小絹第1 投票区	1,420	1,412	2,832	653	656	1,309	46.22
小絹第2 投票区	1,385	1,370	2,755	503	538	1,041	37.79
小絹第3 投票区	825	783	1,608	410	390	800	49.75
谷原第1 投票区	577	658	1,235	385	428	813	65.83
谷原第2 投票区	329	339	668	201	210	411	61.53
谷原第3 投票区	694	669	1,363	217	225	442	32.43
十和第1 投票区	432	464	896	268	264	532	59.38
十和第2 投票区	282	311	593	174	199	373	62.90
福岡 投票区	737	766	1,503	486	463	949	63.14
期日前投票合計	—	—	—	1,173	1,535	2,708	7.80
合計	17,242	17,461	34,703	9,383	9,852	19,235	55.43

有効投票 19,056.998 無効票 178 按分切捨票 0.002

市税徴収強化のさらなる取り組みについて

「自動車差押 **タイヤロック** 方式」を導入

市では、税負担の公平性を確保するため、市税などの滞納に
対しては差押えや公売などを行い、滞納額を減らす努力をして
います。

さらに、新しい取り組みとして、文書や電話などによる再三
の催告にもかかわらず市税などを納付されない滞納者に対し、
今回新たに「タイヤロック（車輪止め）」を導入します。

○対象者

再三の催告に応じない市税・
国民健康保険税滞納者（個人お
よび法人）

○取り組み概要

自動車などを所有している滞
納者に対し、差押予告書を発し、
納税が無い場合、タイヤロック
を用いて、自動車などの差押え
を行います。

※「自動車など」は、自動車、
軽自動車、オートバイなどを
指します。

○目的

所有する自動車などを差し押
さえ、タイヤロックを装着し運
行不能状態とし、それでも納税
されない場合は自動車などを引
揚げて公売します。

タイヤロックを装着した自動
車などを隠ぺい、損壊などした
場合地方税法第382条（滞納
処分の罪）ほか、刑法第96条（封
印破棄の罪）、刑法第252条

第2項（横領の罪）により処罰
されることがあります。

納付が困難な事情などがある
場合は、伊奈庁舎税務課収納対
策室までお早めにご連絡いただ
き、納税の計画をご相談くださ
い。



市ではタイヤロックのほか、次のような差押えを実施しています！！

●不動産差押

不動産の登記簿に「差押」を記載し財産を処分することを禁止して、将来の競売などによって換金できる状態にします。

●預金差押

銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預金（貯金）を差し押えて徴収します。原則として即時徴収となります。

●給与差押

勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押えた後、毎月雇用主から徴収します。

●生命保険差押

生命保険を差し押え後解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収します。

●その他

国税還付金・自動車税還付金・自動車登録・出資金・売掛金などの差押えを実施しています。

☆平成19年度の差押実績☆

（1月31日現在）

差押物件	件数
不 動 産	92
給 与	6
預 金	368
生 命 保 険	20
国 税 還 付 金	32
自動車税還付金	31
自動車登録	2
出 資 金	6
売 掛 金	1

◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課収納対策室

☎58-2111（内線1141～1144）

コミュニティバスみらい号 利用実績報告

☆ 運行開始から3か月間の乗車人数 **8,255人**
 ☆ 1日当たり平均乗車人数 **107.2人**

日ごろは、コミュニティバス「みらい号」をご利用いただきましてありがとうございます。
 コミュニティバスみらい号の利用実績を報告します。

平成19年10月1日に運行を開始してから12月28日までの3か月間で、総乗車人数は8,255人、1日平均乗車人数は107.2人という結果になりました。

各運行コースの利用状況は次のとおりです。

◆利用実績（運行期間：平成19年10月1日～12月28日）

月 (運行日数)	10月 (27)	11月 (26)	12月 (24)	1日平均 乗車人数	主な経由地 いずれのコースもみらい平駅を発着
東ルート	1,162	1,092	914	41.2	狸穴→きらくやまふれあいの丘→伊奈東
西ルート	366	354	263	12.8	谷和原庁舎→青木→小絹駅→西ノ台
南ルート	1,497	1,217	1,141	50.0	小張→ワープステーション江戸→伊奈庁舎
北ルート	118	76	55	3.2	福岡堰さくら公園→谷和原庁舎
計	3,143	2,739	2,373	107.2	

今後も利用状況などを踏まえ、市民の皆様の利用しやすいバスに見直しをしていきたいと考えていますので、ご意見などをお寄せください。

コミュニティバスはどなたでもご利用いただけます！

どれだけ乗っても運賃は1回100円（小学生以下は50円）です。

※1日乗り放題の1日乗車券（大人200円・小学生以下100円）もあります。

ぜひご利用ください。詳しくはホームページまたは企画政策課まで！



◆問い合わせ先

伊奈庁舎企画政策課

☎ 58-2111（内線1241）

e-mail : kikaku01@city.tsukubamirai.lg.jp

[http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/map/
community/communitybus.htm](http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/map/community/communitybus.htm)

平成20年4月から

国保の特別徴収（年金天引き）がはじまります

特別徴収とは？

国民健康保険税を受け取る年金から差し引いて納めていただくことです。

徴収の区分	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
説明	前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。 ※従来の暫定分（1期・2期）にあたります。			前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。 ※従来の本算定分（3期～8期）にあたります。		

特別徴収の対象となる方

世帯主が国民健康保険（国保）に加入している方（擬制世帯主を除く）で、次の①～③をすべて満たす方です。それ以外の方は、今までどおりの納付（普通徴収）となります。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国保に加入している方全員が、65歳から75歳未満であること。
- ②世帯主（納税義務者）が、年額18万円以上の年金を受給されていること。
（ただし、年金は担保に供していないものに限りです。）
- ③国民健康保険税と介護保険料との合計額が年金支給額の1/2を超えていないこと。

※特別徴収の対象になる方には、4月に「特別徴収（年金天引き）開始通知書（仮徴収）」をお送りする予定です。

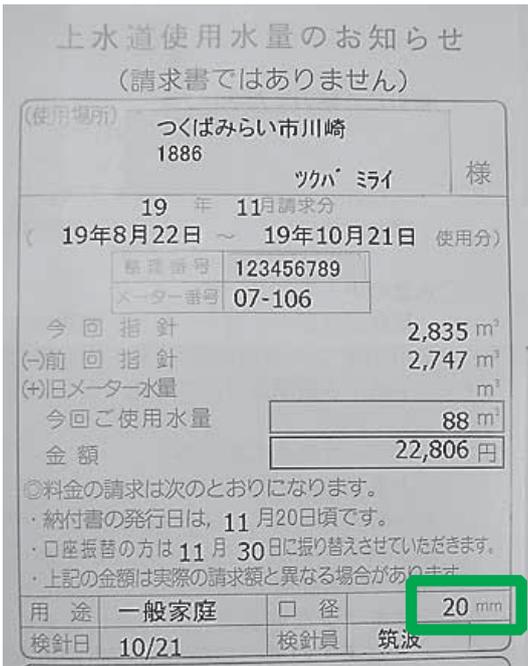
<参考>世帯の構成による特別徴収・普通徴収の判定例（①によるもの）

- ・特別徴収に該当する世帯
 - 例1 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳
 - 例2 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（社保）40歳
- ・普通徴収（今までどおり）の世帯
 - 例1 世帯主（国保）72歳、妻（国保）63歳
 - 例2 世帯主（後期）78歳、妻（国保）68歳
 - 例3 世帯主（社保）72歳、妻（国保）68歳
 - 例4 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（国保）40歳
※社保：社会保険 後期:後期高齢者医療制度

◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課
☎58-2111（内線1186）

【上水道使用水量のお知らせ】



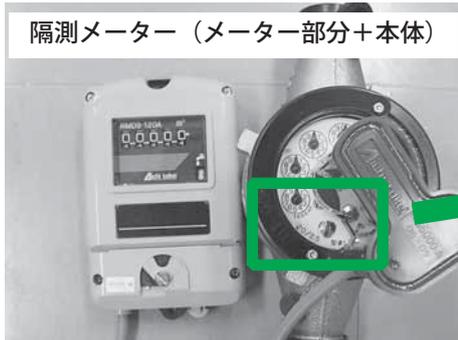
上水道加入の皆さまへ

量水器 (水道メーター) 口径の確認方法

- 量水器本体の口径確認方法**
- ①メーターボックス内にある量水器本体に記載された数字 (量水器のフタに口径が記載されている場合もあります) を確認する。
 - ②量水器本体に記載された数字を量水器口径確認表に照らし合わせ、口径を確認する。
 - ③「上水道使用水量のお知らせ」に記載された口径と②で確認した口径が同じであることを確認する。

広報1月号でお知らせした水道料金の改定に伴い、皆さまが使用されている量水器 (水道メーター) 口径のご確認をお願いします。

なお、「上水道使用水量のお知らせ」に記載のある量水器の口径が、実際に使用している量水器の口径と異なる場合は、水道課までご連絡ください。



(※上記写真の口径は、すべて20mmです。)

【量水器口径確認表】

量水器本体に記載された数字	量水器口径 (mm)
13 / 1.5	13
20 / 2.5	20
25 / 3	25
30 / 5	30
40 / 10	40
50 / 12	50

検針にご協力ください

- 検針が正しくスムーズにできるようにご協力をお願いします。
- メーターボックスの上に物を置いたり、建築物等を設置しないでください。
 - メーターボックスの近くや出入り口付近に犬などをつながないでください。
 - メーターボックスの中に水や泥が入らないよう、清掃をお願いします。

◆問い合わせ先
水道課 (水道事業所)
☎52-6100

谷和原地区の廃乾電池の

回収方法が変わります

市民の皆さまには、ごみの減量化、資源化などへの取組みのご協力ありがとうございます。
 廃乾電池もリサイクルできる資源のひとつですので、燃えな
 いゴミなどに混入しないようにお願いします。

伊奈地区においては、すでに市内公共施設、事業所に設置した廃乾電池ポストによる拠点回収を実施しています。(表2・27カ所) **谷和原地区**においては、以前から各集積所に設置してある「廃乾電池ボックス」による回収と、昨年4月に設置した「廃乾電池ポスト」による拠点回収の2通りで行っていましたが、「廃乾電池ポスト」での回収が定着したことから、各集積所に設置した「廃乾電池ボックス」は3月中旬に撤去することになりました。

ポストは、赤色もしくは灰色で、大きさは、高さ75cm 幅27cm 奥行40cm程度、お店などの入り口の近くに設置してあります。「廃乾電池ポスト」と書いてありますので、間違つてごみなどを捨てないようにご注意ください。

ポストに入れるのは、廃乾電池と水銀製の体温計だけです。ボタン電池や充電電池は、これまでもどおり販売店で引き取つてもらってください。

したがって、今後は谷和原地区においても「**廃乾電池ポスト**」のみの回収となりますので、表1・17カ所の小中学校・郵便局・事業所等に設置してある「**廃乾電池ポスト**」をご利用くださいますようお願いいたします。

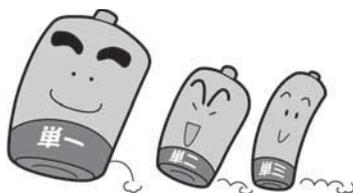


表1 谷和原地区

No	施設名
1	谷和原庁舎
2	谷和原保健福祉センター
3	谷和原公民館
4	谷原小学校
5	十和小学校
6	福岡小学校
7	小絹小学校
8	谷和原中学校
9	小絹中学校
10	小絹コミュニティセンター
11	高齢者センター
12	谷和原郵便局
13	小絹郵便局
14	福岡郵便局
15	茨城みなみ農協谷和原支店
16	茨城みなみ農協十和支店
17	カスミ 小絹店

表2 伊奈地区

No	施設名
1	伊奈庁舎
2	伊奈保健センター
3	きらくやまふれあいの丘
4	図書館
5	伊奈公民館
6	総合運動公園体育館
7	小張小学校
8	豊小学校
9	谷井田小学校
10	三島小学校
11	板橋小学校
12	東小学校
13	伊奈中学校
14	伊奈東中学校
15	谷井田コミュニティセンター
16	伊奈郵便局
17	谷井田郵便局

18	茨城みなみ農協本店
19	茨城みなみ農協板橋支店
20	板橋みなみ農協伊奈中央支店
21	常陽銀行伊奈支店
22	茨城県信用組合伊奈支店
23	関東つくば銀行伊奈支店
24	茨城銀行伊奈支店
25	カスミ 谷井田店
26	カスミ みらい平店
27	とりせん みらい平店

◆問い合わせ先

伊奈庁舎生活環境課

☎ 58-2111 (内線1121)

廃棄物の野外焼却は禁止されています

庭先や空き地などのごみの焼却は、ダイオキシン発生(有害物質)の原因になるほか、「近所で草木を燃やして煙たい」、「窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」、「体調の悪い人がいるので困る」といった苦情が、住宅密集地などで多く寄せられています。

ごみなどの廃棄物の野外焼却は、法律で禁止されています。煙や悪臭、灰により人の健康や周辺地域の生活環境に大きな迷惑をかけることとなりますので、ご注意ください。また、違反した場合は法律により罰せられる場合があります。



◆問い合わせ先 伊奈庁舎生活環境課

☎ 58-2111 (内線1121)

ご存知ですか？

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

児童扶養手当とは離婚・死亡・遺棄などの理由で父親と生計を同じくしていない母子世帯などの児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するために設けられた手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

対象者

日本国内に住所があり、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、または母に代わって児童を養育している方。各種公的年金、遺族補償との併給はできません。

※受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者（兄弟・祖父母などで住民票の世帯分離している方も含む）に所得制限があります。（※表1）

（支給要件）

- ◇ 父母が婚姻を解消した児童
- ◇ 父が死亡、または父が生死不明の児童
- ◇ 父が法で定める障害の状態にある児童
- ◇ 父から1年以上遺棄されているか、父が1年以上拘禁されている児童

ている児童

◇ 母が婚姻しないで生まれた児童

◇ 父母ともに不明である児童（孤児など）

※「日本国内に住所がない方」「遺族補償・公的年金を受給できる方」「離別した父と生計が同一である方」「事実上の婚姻関係にある方」「施設に入所しているなど、子を養育している事実がない方」は受給できません。

■ 児童扶養手当の額（平成19年4月～）

- 支給対象児童1人の場合
 - ・ 全部支給
↓ 月額4万1千720円
 - ・ 一部支給
↓ 月額4万1千710円
- 9千850円（所得により変わります）

○ 支給対象児童2人以上の場合
全部支給・一部支給ともそれぞれの金額に、第2子については5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。

○ 手当の全額を停止される方
所得額が所得制限以上に該当するとき

○ 手当の支払日

児童扶養手当は認定請求日の翌月分から支給され、年3回に分けて支給されます。支払日が

表1 所得制限限度額表（H19. 8～H20. 7月分）

扶養人数	<受給資格者本人>		<扶養義務者>
	全部支給所得制限額	一部支給所得制限額	所得制限額
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,330,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人	1,710,000円未満	3,440,000円未満	3,880,000円未満
5人	2,090,000円未満	3,820,000円未満	4,260,000円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

$$\text{所得} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費（給与所得控除額など）} + \text{養育費の8割相当額} - \text{諸控除（医療費控除など）} - \text{8万円（社会保険料相当額として一律8万円とします。）}$$

土・日・祝日などに当たるときはこれらの日の前日になります。

- ・ 4月11日：12月分から3月分
- ・ 8月11日：4月分から7月分
- ・ 12月11日：8月分から11月分

■ 申請手続きの仕方

伊奈庁舎児童福祉課に認定請求書を提出していただく必要があります。手当は申請月の翌月分からの支給となります。なお、認定請求書には戸籍謄本や住民票謄本、所得証明書、各種申立書などを添付していただくこと

になります。手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、詳しくは児童福祉課までお問い合わせください。

■ 現況届の提出について

毎年8月：現況届（全ての受給者は、その年の8月から翌年の7月分までの手当を受ける資格を確認するために必ず提出が必要で、提出されない場合には、8月以降の手当が差止めになり、2年間提出しないと受給資格を失います。）

☆まだ届出のお済みでない受給者の方は手当が差止めになりますので、必ず児童福祉課窓口にお越しいただき、届出をしてください。

長期受給資格者の手当減額について

児童扶養手当の支給要件に該当してから7年経過、もしくは受給開始後5年経過した場合、受給者やその子どもなどの障害、疾病など、就業が極めて困難な事情がないにもかかわらず、自立に向けた活動(就労等)がみられない受給者は児童扶養手当の支給額の2分の1が支給停止となります。

対象者には別途通知を行いますので、必要書類を期限内に必ず提出するようにしてください。

特別児童扶養手当と障害

精神または身体に障害(重度・中度)のある20歳未満の児童を家庭において監護(保護者として生活の面倒を見ること)している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方が受けることができる手当です。この手当は申請をしなれば支給されませんのでご注意ください。

■手当の対象となる障害の程度はおおむね次のとおりです

- 特別児童扶養手当1級
 - ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する者
 - ・療育手帳の判定がA程度
- 特別児童扶養手当2級
 - ・知的障害である場合、または同程度の精神障害である場合

- 特別児童扶養手当2級
 - ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当する者
 - ・療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合

●特別児童扶養手当の額(平成19年4月)

特別児童扶養手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、障害の程度によつて次のように決まります。

- 対象児童1人につき
 - ・特別児童扶養手当1級(重度障害)
 - ↓月額5万7500円
 - ・特別児童扶養手当2級(中度障害)
 - ↓月額3万3千800円

■特別児童扶養手当の支払日

特別児童扶養手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、4月・8月・11月に支払われます。支払日が土・日・祝日などに当たるときは、これらの日の前日になります。

●支払日

- ・4月11日：12月分から3月分
- ・8月11日：4月分から7月分
- ・11月11日：8月分から11月分

 ※これまでは手当の受給は郵便口座のみでしたが、郵政民営化に伴い、銀行口座でも手当が受け取れるようになりました。

所得制限について

特別児童扶養手当には所得制限が設けられており、請求者本人や配偶者、同居している親族の方の前年所得金額が表2の所得制限限度額以上である場合には、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給停止となります。

所得状況届について

年一回(毎年8月11日から9月10日までの間)、受給者全員の所得状況を確認し、所得制限に該当するか否かを認定するためのものです。継続するために必ず全受給資格者に提出していただく必要があります。(支給停止者、所得が限度額を超過する場合であっても届出は必要です。)

申請手続きの仕方

請求者と対象児童の戸籍謄本や世帯全員の住民票、児童福祉課窓口にある所定の診断書、口座申出書などが必要になります。

表2 所得制限限度額表

扶養人数	<請求者本人> 所得制限額	<扶養義務者> 所得制限額
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
5人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 213,000円ずつ加算

※所得の計算方法(課税台帳に基づき計算します)
 所得＝年間収入金額－必要経費(給与所得控除額など)－諸控除(医療費控除など)－8万円(社会保険料相当額として一律8万円とします。)

所得の年度は以下のとおりです。
 1月から6月までの請求の方・・・前々年分の所得が適用されます。
 7月から12月までの請求の方・・・前年分の所得が適用されます。



す。詳しくは児童福祉課へお問い合わせください。

◆児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する問い合わせ先
 伊奈庁舎児童福祉課
 ☎ 58 - 2111 (内線1162)

平成20年度

つくばみらい市 奨学生 募集!

高等学校奨学生

市では、つくばみらい市奨学金貸付条例などにに基づき、経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成20年度奨学生を次のとおり募集します。

○奨学生の種類○

A つくばみらい市奨学生

B つくばみらい市高等学校奨学生

※**A**、**B**いずれの記載のないものは、共通の事項です。

1. 申請資格

- A**
- (1) 本市市民の被扶養者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく専修学校（専門課程）・短期大学・大学に進学または在学する方
 - (3) 身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方
 - (4) 確実な連帯保証人を付すことができない方（※1）
 - (5) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）
- B**
- (1) 本市市民の被扶養者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校・高等専門学校に進学または在学する方
 - (3) 確実な連帯保証人を付すことができない方（※1）
 - (4) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）

2. 募集人員、貸与月額および貸与期間

区分	A	B
	専修学校 短期大学	高等学校 高等専門学校
募集人員	5人	若干名
貸与月額	30,000円	20,000円
貸与期間	平成20年から在学する学校の 正規の修業期間	

3. 募集期間

4月25日(金)まで

4. 申請手続き

申請をされる方は、次の書類

※1 **A**の(4)、**B**の(3)の連帯保証人について
連帯保証人は、2人立ててください。(各々独立の生計を営む成人者)

※2 **A**の(5)、**B**の(4)について
〈例〉日本学生支援機構(旧日本育英会)、茨城県奨学生、母子福祉資金、募婦福祉資金、生活福祉資金(茨城県社会福祉協議会)、交通遺児育英会、あしなが育英会、各大学独自の奨学金 など。併願はできません。

を学校教育課へ提出してください。申請書様式は、学校教育課または市内の中学校、近隣の高等学校へお問い合わせください。

- (1) 奨学金貸付申請書(様式第1号)
- (2) 奨学金貸与申請者推薦調書(様式第2号)
- ※新入生については、卒業した高等学校長からのもの(**A**)
- ※新入生については、卒業した中学校長のもの(**B**)
- (3) 在学証明書(募集期間内に提出してください。)
- (4) 住民票(申請者家族全員について記載されているもの)
- (5) 所得証明書(主たる家計支持者)
- ※平成19年源泉徴収票ほか平成19年の所得がわかるものを募集期間内に提出してください。(写し可)

5. 奨学生の選考および決定

7月初旬に、教育委員会における選考結果をご本人あて通知します。

6. 奨学金の返還

(1) 奨学金は無利子とし、
A 卒業した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた

総額を返還していただきます。
B 卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

(2) 返還猶予
ア さらに上級の学校へ入学したとき
イ 病気その他正当な理由により、奨学金の返還が困難であるとき
(3) 返還免除
貸与を受けた方が死亡したときは、奨学金の全部または一部返還を免除することがあります。

(4) その他
・ 奨学生が放校処分に付されたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。
・ 本市市民の被扶養者でなくなった場合、奨学金貸与が取り消され、奨学金の返還をしていただきます。

◆問い合わせ先

谷和原庁舎学校教育課
☎ 58-2111 (内線8201)

※県教育庁高校教育課
(☎ 029-301-5245) にも
同様の制度があります。

講師 出久根 達郎 氏

演題 『本の数だけ学校がある』

■講師プロフィール

1944年、茨城県行方市（旧北浦町）生まれ。1973年から杉並区高円寺で古書店を営む。1993年『佃島ふたり書房』で直木賞を受賞する。また、つくばみらい市で撮影が行われた、NHK金曜時代劇「人情届けます」の原作『おんな飛脚人』の著者でもある。最近の著書は『作家の値段』『萩のしずく』がある。日本語の持ち味を生かした文体で、庶民の暮らし、心を伝える書き手として、注目されている。

- 日時：3月29日(土) 午後2時～3時30分
- 場所：図書館2階 視聴覚室
- 定員：60人（定員になり次第締め切ります）
- 申込開始：2月27日(水)
- 申し込み先・お問い合わせ先：市立図書館 ☎ 58 - 3710

講演後は、先生への質問や感想を述べる時間を設けます。

館内に出久根 達郎氏の本を集めたコーナーをつくりました。
講演会とあわせて、こちらをご利用ください。



図書館URL： <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/library/> 「新聞記事に見るつくばみらい市&TX」他 図書館E-mail： library01@city.tsukubamirai.lg.jp

図書館だよ

図書館休館日

3月3日(月)、10日(月)、
17日(月)、20日(祝)、24日(月)、
28日(金)、31日(月)

読み聞かせ会（虹の会）

3月8日(土)
午後2時～
小学生まで

おはなし会

3月22日(土)
午後2時～
3歳～7歳くらい

開館時間

午前10時～午後6時

図書館への問い合わせ

みんなのとしょかん
☎ 58 - 3 7 1 0



～水稲生産農家の皆さんへ～ 生産調整を拡大した面積に対し 一時金が交付されます

■日本のお米は余っています

・平成19年のお米の生産量	854万t
・お米の消費量	833万t
・生産過剰数量	21万t (茨城県でも約3万tが生産過剰)



その結果、19年産は平年作にも関わらず米価が大幅に下落する事態となりました。
これを繰り返さないためにもこれから紹介する「緊急一時金」を活用して、**生産調整の取り組み**へのご協力をお願いします。

■緊急一時金（地域水田農業活性化緊急対策）って？

緊急一時金は、20年産の生産調整を国全体で達成するために設けられた国の助成金で、**19年産から20年産にかけて生産調整（転作）を拡大した面積を対象**として、支払われます。緊急一時金には、次の2つのメニューがあります。

①長期生産調整実施契約による助成

（助成の単価は？）

- ・19年産の生産調整を達成した人には**5万円／10a**
- ・19年産の生産調整を達成していない人にも**3万円／10a**が助成されます。

※対象となる面積は転作を拡大した部分です。

（助成を受けるためには？）

- ・2月中に、20年産～24年産までの5年間にわたって生産調整を達成するという旨の契約書を農家の皆さんとつくばみらい市水田農業推進協議会（以下、市協議会という。）の間で取り交わしていただくことが必要です。

（助成の対象になる作物は？）

- ・麦、大豆、飼料作物、野菜、そば、調整水田、保安全管理などが助成の対象になります。飼料用の稲・米は次の②による助成の対象になります。

②非主食用米低コスト生産技術確立試験契約による助成

（助成の単価は？）

- ・**5万円／10a**です。

※対象となる面積は転作を拡大した部分です。

（①のような19年産の生産調整達成・未達成による区分はありません。）

（助成を受けるためには？）

- ・2月中に、20年産～22年産までの3年間にわたって、飼料用米等非主食用米の低コスト生産技術（多収品種の栽培、直播栽培、麦と非主食用米の年2作）に取り組み、かつ生産調整を達成するという旨の契約書を市協議会との間で取り交わしていただくことが必要です。

（助成の対象になる作物は？）

- ・飼料用の米や稲（WCS、飼料用青刈り稲、わら専用稲を含む）などが対象です。

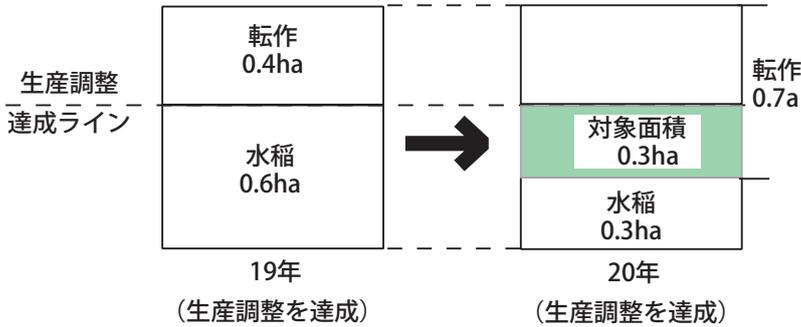
※ただし、従来の加工用米（せんべい、みそ用など）は対象外です。

【緊急一時金に関するQ & A】

(問) 緊急一時金の対象になる面積について詳しく教えてほしいのですが？

(答) 転作を拡大した面積が対象になります。下の図をご覧ください。

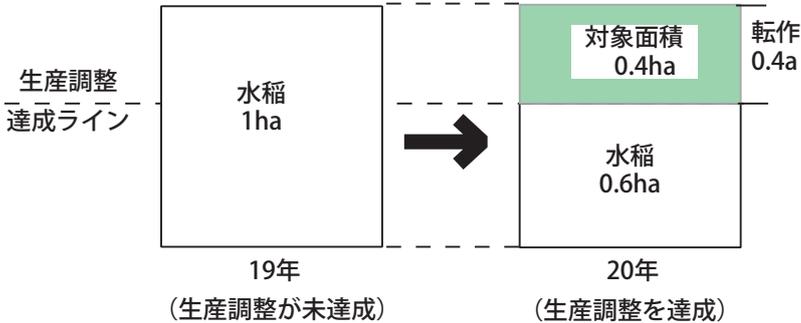
【19年に生産調整をしていた方 (①の長期生産調整実施契約の場合)】



- 生産調整を拡大した面積
【20年】0.7ha－【19年】0.4ha＝0.3ha
- 助成を受けられる金額
0.3ha×5万円/10a＝15万円

このケースでは15万円を受け取れます

【19年に生産調整をしていなかった方 (①の長期生産調整実施契約の場合)】



- 生産調整を拡大した面積
【20年】0.4ha－【19年】0ha＝0.4ha
- 助成を受けられる金額
0.4ha×3万円/10a＝12万円

このケースでは12万円を受け取れます

(問) 「緊急一時金」をもらうと、今までの産地づくり交付金はもらえないの？

(答) そんなことはありません。協議会で設定していれば「緊急一時金」をもらった上で、産地づくり交付金やその他の支援策を受けることができます。

(問) 「緊急一時金」を受けるためには5年間 (②の非主食用米低コスト生産の場合は3年間) 生産調整を行うという契約書を結ぶことになっているけれど契約の途中で生産調整を達成しなかった場合はどうなるの？

(答) 今回の「緊急一時金」では契約期間内での生産調整の達成が要件になっていますので、契約の途中で、生産調整が達成されなかった場合には、緊急一時金を全額返還していただくことになります。

(問) 「緊急一時金」は、契約期間中の毎年もらえるの？

(答) 一時金が受けられるのは、今年だけです。

◆問い合わせ先

茨城県水田農業推進協議会

- ・ J A 茨城県中央会 (県営営農支援センター水田農業対策室)
☎ 029-219-0255
- ・ 茨城県 農林水産部農産課
☎ 029-301-3926
- ・ 茨城県県南地方総合事務所農業課
☎ 029-822-8522
- ・ 茨城農政事務所食糧部計画課
☎ 029-221-2186
- ・ 谷和原庁舎農政課
☎ 58-2111 (内線8153)
- ・ つくばみらい市水田農業推進協議会 (担い手支援センター)
☎ 58-5747

1月9日、つくば市ふれあいプラザにおいて、つくば地区うまい米づくりコンクールの表彰式が行われました。

当市では高品質米部門において、菊地 久さん(写真右)が茨城県農林水産部長賞を、高野智光さん(写真左)がつくばみらい市長賞を受賞されました。

これは、高品質米生産基本技術により生産されたお米において、おいしさの指標となる玄米粗タンパク含量・食味値・千粒重について、特に優秀な成績を収めた生産者に贈られる賞です。両氏には、今後とも他産地に負けないさらなるうまい米づくりが期待されます。



つくば地区うまい米
づくりコンクール

菜の花



摘み取り&料理教室開催

◆申し込み・問い合わせ先
谷和原庁舎農政課
☎58-2111 (内線8154)

市の谷和原地域協業・営農組合連絡協議会では、田んぼに菜の花をまいています。秋にはおいしい「なのはな米」ができていきます。
自分たちで摘み取った菜の花で料理をして、少し早い春を感じてみませんか。

■開催日

3月15日(土)

■集合場所

J A 谷和原低温倉庫(下長沼1068 ※谷和原保健福祉センター前)

■摘み取り場所

筒戸地内または真木地内

■料理教室開催場所

谷和原保健福祉センター

■内容

午前9時30分 集合
集合後、マイクロバスで圃場ほしやうに移動

10時〜 菜の花摘み取り
11時〜 料理教室
午後0時30分〜 食事会

■定員

①菜の花摘み取りのみ
定員先着50人
②摘み取りおよび料理教室
定員先着30人(大人20人、子供10人)

■当日持参するもの

①菜の花摘み取り
(軍手、長靴)
②料理教室
(エプロン、三角巾)

■参加費用

①菜の花摘み取りのみ
1袋200円(追加1袋につき200円)
②摘み取りおよび料理教室
大人1千円、
子供500円(つめ放題1袋付)

■申し込み期限

3月12日(水) 午後5時までに
電話にてお申し込みください。

※当日悪天候の場合、菜の花摘み取りは中止、料理教室は実施します。
※気象条件により菜の花の生育状況に差があります。



コシヒカリオーナー募集のお知らせ

つくばみらい市で安全・安心なお米づくりにチャレンジしませんか。

田植え体験では手植えを体験し、さらには安全でおいしいお米を作るため草取り体験を行います。

農業や安全・安心なお米に興味をお持ちの方の参加をぜひお待ちしております。

▼参加料金 1万5千円
▼募集区画 23区画(ただし、応募者が15名に達しない場合には中止。応募者多数の場合は抽選となります。)

▼作業面積 1区画当たり126㎡

▼体験内容(認定農業者の指導の下、次の作業を体験します。)

①田植え体験:5月中旬〜下旬
②草取り体験:6月〜7月に計3回程度実施

▼実施場所 つくばみらい市小張地内

▼品種 コシヒカリ
▼特典 農薬・化学肥料を慣行栽培の50%以下しか使用しない、安全でおいしい特別栽培米を玄米60kg進呈

▼申込期限 3月31日(月)
◆問い合わせ先・申し込み先

谷和原庁舎農政課
☎58-2111
(内線8150〜8154)

農園耕作者を募集します

取手市農業ふれあい公園にある、貸し農園を募集します。

▼場所 取手市市之代570
▼募集区画 若干名(応募者多数の場合は抽選となります。)

▼耕作面積 1区画当たり20㎡
▼使用料 年間6千円(水道・農機具・休憩施設・駐車場あり) ※農園利用者は休憩施設使用料が免除になります。

▼利用期間 4月1日〜平成21年3月31日(更新可)

▼申込方法 電話にてお申し込みください。

▼応募条件 取手市・守谷市・つくばみらい市に在住する農業者以外の方

▼申込期限 3月21日(金)
※応募の結果は、取手市より応募者全員に郵送で通知します。

◆問い合わせ先・申し込み先
取手市役所農政課
☎0297-74-2141
(内線1453)

4月から

「農業振興地域整備計画」の

総合的な見直しを行います

☆手続きは平成20年6月30日まで

市内の優良農地は、「農業振興地域整備計画」に基づいて保全されています。この計画は約5年ごとに基礎調査を行い、それに基づいて、必要があれば見直しを行うことになっています。

なお、現在の計画は、合併前の2町村当時に設定されたものであり、今回統合した計画の策定を行います。

この計画で設定されている農業振興地域内の農用地は、原則として農地の転用が認められていないため、土地を農業以外の目的で利用する場合には、事前に農業振興地域内の農用地からの除外（「農振除外」と呼んでいます。）の手続きが必要です。この受付は例年6月末、9月末、12月末を期限に行っていますが、今回のように総合見直しに着手すると、今後2年間程度、「農振除外」手続きの受付ができなくなりますのでご注意ください。

平成20年度から翌21年度にかけて、農地の転用を予定している場合（住宅の建築など）は、平成20年6月30日までに「農振除外」の手続きを行ってください。

なお、申請のすべてが認可されるとは限りません。農振除外要件を満たしたうえで農地法などの他法令の許可見込みがないと除外はできませんので、土地の選定は十分に検討してください。

ご不明な点はお問い合わせください。

◆問い合わせ先

谷和原庁舎農政課
☎58-2111（内線8152）

つくばみらい都市計画区域 マスタープランの案の縦覧について

都市の将来像を示す都市計画区域マスタープランなど都市計画の案がまとまりましたので、都市計画決定を行う前に、案の縦覧を行います。

この案に対して、ご意見のある方は縦覧期間中に茨城県知事あてに意見書を提出してください。提出された意見は、今後開催される茨城県都市計画審議会において審議の際に考慮されます。

■縦覧対象の都市計画内容

- ①都市計画区域マスタープランの変更
- ②都市計画道路の変更

■縦覧期間

3月10日（月）～3月24日（月）
午前8時30分～午後5時
（土・日曜日および祝日は除く）

■意見書の提出方法

ご意見のある方は、縦覧期間中に、茨城県知事あてに、意見書を持参または郵送により提出してください。
（3月24日までに必着）

■縦覧場所

- ▼茨城県土木部都市計画課
☎029-301-4592
- ▼谷和原庁舎都市計画課
☎58-2111
（内線8161）

〒310-8555
水戸市笠原町978-6
茨城県知事 橋本昌（茨城県土木部都市計画課扱い）

※都市計画区域マスタープランの案については、茨城県土木部都市計画課のホームページでも公開します。

◆問い合わせ先

茨城県土木部都市計画課
☎029-301-4592

市内の出来事

～ つくばみらいのわだい ～



誓いの言葉を述べる飯島拡之さん



司会を務めた成人式実行委員の皆さん
(左から水越一斗さん、照井愛子さん、
加藤圭輔さん、石川ゆうさん)



成人おめでとう！

490人が大人の仲間入り

1月13日、市総合運動公園体育館で、「つくばみらい市成人式」が開催されました。

今年の新成人は、昭和62年4月2日から昭和63年4月1日生まれの490人。うち367人が成人式に参加しました。

式は、新成人の有志で組織された成人式実行委員会によって厳粛に執り行われました。

飯島市長からは「まちづくり
に積極的に参加
され、自分達の
住むこの郷土に
誇りを持つて歩
んでいられるこ
とを期待してい
ます。」と式辞が

述べられ、来賓の皆さまからは、たくさんのお祝辞を頂戴いたしました。

最後に、新成人を代表して飯島拡之さんから「自分の人生を自ら切り開いていきたい。」と、誓いの言葉が力強く述べられました。

式終了後は、旧友や恩師との再会に新成人の皆さんからは、終始笑顔がこぼれていました。



話題を提供してください！

伊奈庁舎秘書広聴課 ☎ 58-2111 (内線1203)

※掲載スペースや締め切りの都合上、投稿いただいた情報が必ずしも掲載できるとは限りませんので、ご了承ください。

善意の寄付



元伊奈町議会議員の野々村和夫さん(下島)から、「社会福祉のために役立ててください」と、ご寄付をいただきました。

寄付金は市社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。善意のご寄付、ありがとうございました。

消防出初式



1月13日、総合運動公園において、消防出初式が行われました。

当日は、前日に降った雨の影響で、室内での実施となり、消防功労者に対して表彰などが行われました。

小絹八坂神社で元旦祭



小絹の念頭行事・八坂神社元旦祭が今年も厳かな雰囲気の中で行われ、大勢の人が初詣に訪れました。年が明けた午前0時、煙火が奉納されるや「おめでとう」の言葉が飛び交い、参拝者の長い列は順次神殿へ、家内安全などを祈りながら手を合わせていました。氏子総代から300人に福銭が配られ、お神酒のほか小絹青年会による甘酒が振る舞われました。

文部科学大臣賞を受賞



平成19年12月5日、旺文社主催「第51回全国学芸科学コンクール」において、十和小学校1年生の寺田未玖さんが作文の部で、「わたしのやくそく」と題し、牛の出産に初めて立ち会った夏休みの経験を書き、文部科学大臣賞に輝きました。寺田さんは、総数7万点を超える応募の中から、見事に小学生の部で最優秀作品となりました。おめでとうございます。

市内の出来事

～ つくばみらいのわだい ～



茨城県技能者表彰部門で、鎌田さんが平成19年11月30日、県知事賞を受賞されました。鎌田さんは、カメラなどの精密機械測定業務に従事し、高度に安定した測定を行う技能を持っています。

県知事表彰
鎌田 浩之さん(西ノ台南)
職種 プラスチック成形品検査工



茨城県技能者表彰部門で、三上さんが平成19年11月30日、県知事賞を受賞されました。三上さんは、原子力関連の圧力容器の製造などに従事し、厳しい基準が要求される溶接を施工する技能を持っています。

県知事表彰
三上 和則さん(谷井田)
職種 アーク溶接工

卓越した技能者表彰

ステンドグラスビルダーとして世界的に活躍している田中瑠衣子さん(本名:田中和子さん 長渡呂)がまた一つ大きな賞を受賞されました。田中さんは、日本とモロッコ王国の合同展「アート・エキスポ in カサブランカ」に出展し、「カサブランカ・アートエキスポ賞」を受賞しました。同展は、日本とモロッコの国交50周年を記念して盛大に開催されました。その中で田中さんの作品は大変人気があり、現地でテレビやラジオなどで取り上げられたとのことです。



ステンドグラスで
モロッコ王国より受賞

●成島志げさん(豊体23)
☎ 58・7126
※公開は、3月1日(土)から30日(回)まで

写真は、成島志げさん(豊体)が作った「つるしびな」です。「つるしびな」とは、初節句のお祝いのときに子や孫の幸せを願って作られるつるし飾りです。お金をかけず余った布などで作り、今年はずき支である子(ねずみ)をかわいらしく飾りました。「去年公開したときは50人を超える方々が訪ねてこられました。今年も引き続き公開しますので、興味のある方は気軽に来てください」とのことです。その際は、事前に成島さんに連絡をお願いします。



手作りの「つるしびな」

広報つくばみらいのバックナンバーについて

ご希望の方は、伊奈庁舎秘書広聴課までお問い合わせください。
在庫があるものについてはお渡しできます。
また、市のホームページでもご覧になることができます。

伊奈高 2グループが金賞受賞



平成19年12月24日、常陸太田市の市民交流センターで行われたコンテストで伊奈高校の二つのグループが金賞を受賞しました。このうち、打楽器三重奏のグループは、1月26日に宇都宮市文化会館で行われた第13回東関東アンサンブルコンテストに出場し、銀賞を受賞しました。東関東大会へは初出場であり、吹奏楽部創設以来の快挙となりました。

デーブ大久保野球教室の開催



1月20日、小絹小学校において、西武ライオンズのバッティングコーチに就任された大久保博元おおくぼひろもとさんの野球教室が、市民の方のご尽力により盛大に行われました。

当日、市内の少年野球チームから参加した約120人の子どもたちは、大久保さんの指導を受け、熱心に説明を聞き入っていました。

第1回つくばみらい市少年柔道大会

●期日 平成19年12月1日

●結果 (敬称略)

幼年の部 第3位	殿岡 勁梧 (写真①中)
5年生の部 第3位	倉持 一輝 (写真①右)
5年生の部 第3位	兼子 裕也 (写真①左)
3年生の部 第3位	大山 真弥 (写真②右)
6年生の部 第3位	佐藤 祥平 (写真②左)



◆市役所代表番号◆

☎ 58 - 2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52 - 3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

県政モニター・女性
特派員を募集します

①平成20年度県政モニター

▼活動内容 県政について自由な意見や提案を提出、施設見学会への参加、アンケート調査への協力、モニター会議への出席

▼任期 平成20年委嘱の日から平成22年3月末までの2年間

▼募集人員 50人

▼応募資格

- ・県内在住の20歳以上の方
- ・常勤の公務員、地方公共団体の議会の議員でない方
- ・国・市町村のモニターおよびインターネットモニターと兼務にならない方
- ・過去5年間に県政モニターを経験していない方

▼応募方法 応募用紙(伊奈庁舎秘書広聴課にあります。)を提出してください。

県ホームページからもダウンロードできます。

▼応募締切 2月29日(金)

【**申問**】県広報広聴課 県政モニター担当

☎ 029 - 301 - 2123

☎ 029 - 301 - 2168

☎ 310 - 8555

水戸市笠原町978-6

koho2@pref.ibaraki.lg.jp

②平成20年度いばらき女性特派員

▼活動内容 県が実施している事業や県立施設などに関するテーマ(特集記事)や県の特産物や観光情報など広報広聴課が定めたテーマ(コラム)に関して、取材を行い、取材後に広報紙に掲載する原稿を作成、会議などへの出席

▼任期 平成20年4月から平成21年3月末まで1年間

▼募集人員 4人

▼応募資格

- ・県内在住の20歳以上の女性の方
- ・常勤の公務員、地方公共団体の議会の議員でない方
- ・取材先の要望する日時に応じて取材できる方(平日の日中の取材が主)
- ・自分で取材先に移動できる方(県内全域が取材範囲)

▼謝礼(年間) 12万円

▼応募方法 応募用紙を提出してください。応募用紙は、県

広報広聴課もしくは県南地方総合事務所県民生活課(土浦合同庁舎)に備えてあります。県ホームページからもダウンロードできます。

▼応募締切 2月29日(金)

【**申問**】県広報広聴課 広報編集担当

☎ 029 - 301 - 2128

FAXと住所は①と同様
koho3@pref.ibaraki.lg.jp

「利根川圏域河川整備計画」へのご意見を募集しています

利根川圏域の県が管理している河川を対象に、洪水対策に関すること(治水)、農業用水などの河川水の利用に関すること(利水)、河川環境の保全に関すること(環境)などについて河川整備計画を作成しています。計画に地域の皆さんのご意見を反映させるため、計画の原案を公表していますので、ご覧のうえ、ご意見をお聞かせください。

▼縦覧期間 2月29日(金)～3月14日(金)(土日、祝日は除く)

▼縦覧場所 谷和原庁舎建設課 常総土木事務所、土浦土木事務所

※期間中に県ホームページからも原案をご覧になることができます。

【**問**】谷和原庁舎建設課

☎ 58 - 2111 (内線8181)

常総土木事務所道路河川整備第二課

☎ 0297 - 42 - 2621

土浦土木事務所河川整備課

☎ 029 - 822 - 4345

平成20年度学院生
追加募集

▼募集訓練課 2年制 コンピュータ制御 御料および機械技術科

▼定員および訓練期間 各科目若千名 2年

▼受験資格 高等学校または中等教育学校を卒業した方(卒業見込みを含む)もしくはこれと同等以上の学力を有すると認められる方

▼受付期間 3月19日(木)まで随時 定員になり次第締め切り

▼選考日 毎週金曜日

【**問**】県立土浦産業技術専門学院

☎ 029 - 841 - 3551

お知らせします

もう一度働きたい！
あなたのカムバック
を応援

育児や介護を理由として退職し、再就職を希望する方に再チャレンジサポートコンサルタントによる個別面談・職場体験講習・再就職準備セミナーなどの支援を無料で行っています。

【**問**】(財)21世紀職業財団茨城事務所

☎ 029 - 226 - 2413

お知らせ

— Information —

申・・・申し込み先

問・・・問い合わせ先

お知らせします

火災時のサイレンについて

市では、火災が発生した場合、市内118カ所に設置された防災行政無線屋外子局のスピーカーからサイレンを鳴らします。

このサイレンは、火災の延焼拡大を防止し、被害を最小限に抑えるため、消防団員を招集するとともに、火災の発生した地域住民の方々へ火災発生をお知らせし、一刻も早く火災に気づいていただき、無事に避難していただくため実施しています。屋外子局付近の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。



問 伊奈庁舎総務課

☎58・2111（内線1215）

下水道課からのお知らせ

下水道料金等変更のお知らせ

①下水道料金等変更のお知らせ
現在の市内の下水道には、

- ▼市が整備管理している
- ・公共下水道
- ・農業集落排水
- ・コミュニティ・プラント
- ▼取手地方広域下水道組合が整備管理している
- ・公共下水道

のそれぞれの区域があります。このうち、市が整備管理している下水道は、1月の広報でお知らせしたとおり、4月から料金体系等を変更します。

○使用料金体系の変更
農業集落排水は、合併前の旧町村毎の別々の料金体系を、水道使用量割りの料金体系に統一し、併せて、公共下水道の基本料金部分を変更し、一つの料金体系にすることになりました。

○料金の納付方法の変更
公共下水道と旧谷和原村の農業集落排水は、2ヶ月分をまとめて、隔月毎に納付していただいています。旧伊奈町の農業集落排水とコミュニティ・プラントのように、1ヶ月分づつ毎月納付することができるように変更しました。

②乾燥汚泥肥料の配布申し込みについて

農業集落排水処理場の汚泥を、約700度の熱風で乾燥させた顆粒状の乾燥汚泥肥料を、無料で配布しています。家庭菜園や花壇などの肥料にお使いください。



▼内容量 1袋約10kg入り

- ▼成分
- ・窒素 約4.5%
- ・リン酸 約6.2%
- ・加里 約0.5%未満

▼申込方法 下水道課までお電話でお申し込みください。

▼限度数 1世帯5袋まで

▼対象者 原則市内在住の方で、小絹水処理センターまで受け取りに来られる方

※定期的に生産していますが、数に限りがありますので、予約していただくこととなります。在庫の有無についてはお問い合わせください。

※再度希望される場合は、肥料を受け取った日から1ヶ月以上経過してからの予約となります。

申問 下水道課（小絹水処理センター内） ☎52・3939

条件付一般競争入札制度を導入します

市では、入札・契約制度の透明性、競争性、公正性の一層の向上および事務の効率化を図るため、平成20年4月から市が発注する設計金額が一千万円以上の建設工事について、条件付一般競争入札（入札書郵送・事後審査方式）を実施します。

条件付一般競争入札について
公告した「入札参加要件」を満たしている者であれば、入札書を郵送することで入札に参加でき、開札後に最低価格の入札者を落札候補者として入札参加要件の審査を行い、落札者を決定します。

条件付一般競争入札の概要などを市のホームページ（入札・契約情報）に掲載していますのでご覧ください。

問 伊奈庁舎財政課

☎58・2111（内線1231）

児童福祉課からのお知らせ

①ひとり親相談を受けています
母子家庭・寡婦・父子家庭の方の養育や生活全般での悩みごとなど、自立に向けて総合的な相談に応じています。

また、母子寡婦福祉資金貸付

◆◆◆掲示板に書き込みを◆◆◆

市のホームページに、「市民交流掲示板」を設置しています。皆様の情報の交換の場としてどうぞご利用ください。利用の際は、ルールを必ず守ってください。

に関する情報提供などを行って
います。

※相談内容の秘密は厳守します
ので、お気軽にご相談くださ
い。

▼相談方法

- ・電話相談⇒直接相談に来られ
ないときや、電話のほう相
談しやすいとき
- ・来所相談⇒直接会って相談し
たいときや、相談内容が複雑
なとき

▼相談を受けるところ

- ・場所⇒伊奈庁舎児童福祉課
(相談は相談室で行います。)

・電話⇒58・2111

(内線1161)

・担当者⇒自立支援員(舟見)

- ・相談日および時間⇒月～水曜
日 午前9時～午後4時30分
- ※予約できる方は事前に予約し
てください
- 費用は一切無料です。

②市立保育所送迎バス事業の終
了について

谷和原第1保育所および谷和
原第2保育所で実施していまし
た送迎バス事業について、利用
者の減少により、平成20年3月
31日をもって終了させてい
たきます。ご理解・ご協力の
ほどよろしく願います。

問 伊奈庁舎児童福祉課

☎58・2111

(内線1160・1161)

戦没者遺族に対する
第8回特別弔慰金の
支給について

平成17年4月1日から引き続
き、戦没者遺族に対する第8回
特別弔慰金の請求の受付をして
います。受付期限を過ぎると、
特別弔慰金を受ける権利が消滅
するため、請求がお済でない方
は、至急、請求手続きをお願い
します。

▼支給対象⇒平成17年4月1日

において、戦没者死亡に関す
る年金給付(公務扶助料、遺
族年金、遺族給付年金など)
を受けていないご遺族

▼支給順位⇒次の順番による先
順位のご遺族1人です。

- ①平成17年4月1日までに弔慰
金(戦傷病者戦没者遺族等援
護法)を受けた者
- ②戦没者の子
- ③戦没者と1年以上生計関係を
有し、かつ、戦没者と氏が同
じである父母、孫、祖父母、
兄弟姉妹
- ④右記③以外の父母、孫、祖父
母、兄弟姉妹
- ⑤右記①～④以外のご遺族で、
戦没者の死亡時まで1年以上
生計関係を有していた3親等
内の親族

▼支給額⇒40万円(10年償還)

▼受付場所⇒伊奈庁舎社会福祉

課
▼受付期限⇒平成20年3月31日
(月)

▼必要書類⇒請求書類は社会福
祉課にあります。その他、戸
籍などにも必要になりますの
で、詳細はお問い合わせくだ
さい。

申問 伊奈庁舎社会福祉課

☎58・2111 (内線1152)

茨城県最低賃金
改正のお知らせ

守ろう！確かめよう！
この最低賃金

茨城県内で事業を営む使用者
とその事業場で働くすべての労
働者(臨時に雇用される者、パ
ートタイマー、アルバイトなどを
含みます)に適用される茨城県
最低賃金が、時給665円(引
き上げ額10円)に改正されまし
た。詳しくは、お問い合わせく
ださい。

問 茨城県労働局労働基準部賃

金室

☎029・224・6216

<http://www.ibarakiroudou>

kyoku.go.jp/

農業委員会からの
お知らせ

①農地の埋立て・盛土について
農地は、皆さんの食生活を支
えるかけがえのない財産です。
そこに耕作に適さない土など
を入れてしまうと復元が困難に
なり、地域農業にとつて大きな
損失にもなりかねません。

農地の埋立てや盛土を行う場
合には、許可または届出が必要
となりますので、行為をする前
に必ず地元農業委員または農業
委員会事務局にご相談くださ
い。

②農業委員会各種申請受付期間

3月の各種申請の受付期間は
次のとおりです。

▼受付期間⇒3月10日(月)～14日(金)

③標準小作料について
2月1日より、標準小作料が
改定になりました。

・田の部⇒2万円(10町当り)
・畑の部⇒9千円(10町当り)

申問 谷和原庁舎農業委員会事

務局 ☎58・2111

(内線81200・8122)

お知らせ

— Information —

申・・・申し込み先

問・・・問い合わせ先

お知らせします

就学援助制度

について

市では、お子さまが義務教育のため市内の小中学校に通学するうえで、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となりますのでお知らせします。

▼援助を受けることができる方
生活保護世帯（要保護）、またはこれに準ずる世帯（準要保護）と教育委員会が認定した世帯。

▼援助の内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・医療費（学校保健法により治療の指示を受けた疾病に限る）・給食費などで教育委員会が定めた金額（国の基準に準ずる）

▼申請方法

申請される方は、各小中学校に用意してある所定の就学援助費申請書及び収入申告書に記入・押印し、前年中の収入のわかる証明書等を添付のうえ、在学の学校へ提出してください。

◆申請時期

申請は、随時受け付けています。

す。ただし、支給期間は、必要書類を在学の学校へ提出した月の翌月からとなります。

※援助を受けたい方は、事前に学校・教育委員会などにご相談ください。

※申請されると、家庭状況を調べるために、地区担当民生委員が自宅へ訪問しますので、ご協力をお願いします。

申問 谷和原庁舎学校教育課
☎58・2111（内線8204）

茨城労働局雇用均等室からのお知らせ

職場での妊娠による解雇・不利益、性差別、セクハラなどに関するトラブルは、茨城労働局雇用均等室までご相談ください！

▼男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助制度をご利用になれます。

▼セクシュアルハラスメントについては、毎週火・木曜日は専門の相談員が対応します。一人で悩まず、まずは、お電話でご相談ください。

問 茨城労働局雇用均等室
☎029・224・6288

ご参加ください

市文化協会合同事業 映画会

市文化協会では、文化振興事業として映画会を開催します。

今年「あかね空」を上映します。

この作品は、ワープステーション江戸でロケが行われました。

「あかね空」

夫婦だから許し合い、家族だからこそ助け合う・・・

原作は平成の時代小説界の第一人者、山本一力氏の直木賞受賞作品。

▼期日 3月16日(日)

▼対象 市内在住の方

▼入場料 無料

▼会場 上映時間

★谷和原公民館 大会議室

開場 午前9時

上映 午前9時30分

★きらくやまふれあいの丘

世代ふれあいの館

開場 午後1時

上映 午後1時30分

主催 市文化協会

問 つくばみらい市文化協会事務局(谷和原庁舎生涯学習課内)

☎58・2111（内線8212）



直木賞に輝く感動のベストセラー！原作は山本一力、初めての映画化！

◆◆◆掲示板に書き込みを◆◆◆

市のホームページに、「市民交流掲示板」を設置しています。皆様の情報の交換の場としてどうぞご利用ください。利用の際は、ルールを必ず守ってください。

講演会 「うつと自殺を考える」

全国で年間約3万人が自殺で命を落としています。ご家族やご友人など身近な方で、悩んでいる人はいませんか。

自殺やその背景に多くあるうつには、何かしらのサインがあります。大切な人のサインを見逃さないように、一緒に勉強してみませんか。うつと自殺について考える講演会を企画しました。ぜひご参加ください。

▼日時 3月7日(金) 午後1時30分～3時30分

▼会場 谷和原保健福祉センター 研修室

▼講師
取手心理オフィス 櫻村通子先生(臨床心理士)

全国精神障害者団体連合会 黒川常治さん(当事者)

▼定員 50人

▼事前申し込み、先着順

▼参加費 無料

▼申込 健康増進課(伊奈保健センター内)

☎ 58・2111(内線9211)

第5回確かな「家づくり」&「土地」情報博覧会

▼内容 日本最大ハウスメーカーから地場工務店まで約8社による建築情報の一括提供、セミナー講演

▼日時 3月9日(日) 午前10時30分～午後4時30分

▼会場 つくば国際会議場1階 多目的ホール

▼定員 なし(一部セミナーのみ160人)

▼入場料 無料

▼その他 事前申し込みをされた方には、当日プレゼントを差し上げます。インターネット、電話、FAXにて「氏名、住所、電話番号、参加人数」をお申し出ください。

▼申込 家づくり情報支援センター 家楽暮ねっと

☎ 0120・646・077

(平日午前10時～午後5時)

FAX 03・6214・5786

http://www.karakunet.jp/

今こそチャレンジ! 若者就職面接会のお知らせ

34歳以下でお仕事をお探しの方を対象に就職面接会を開催します。

▼日時 3月5日(木) 午後1時30分～3時30分(受付開始午後1時)

▼会場 ホテルグランド東雲(つくば市小野崎488-1)

▼対象者 34歳以下で仕事をお探しの方(平成20年3月に大学などを新規に卒業する方も対象です。)

▼事業所および求職者数(予定)

・参加事業所数 約50社

・求職者数 約200人

▼申込 ハローワーク常総 ☎ 22・8609

つくばみらい市民囲碁大会

市文化協会囲碁将棋部囲碁同好会伊奈支部およびやわら囲碁クラブでは、市民囲碁大会を開催します。

囲碁を通して愛好者の相互の親睦を深め、また実力を試してみませんか。

▼日時 3月2日(日) 午前9時～(昼食付き)

▼会場 きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館教養娯楽室

▼参加資格 市内在住・在勤の方

▼参加費 千円

▼申込期限 2月29日(金)

▼主催 市文化協会囲碁将棋部
▼申込 佐藤 ☎ 57・0826
藤井 ☎ 52・2147

ネット伊奈会員を募集します

ネット伊奈では、一緒に活動して下さる方(ネットワーカー)を募集しています。

ネット伊奈とは、「大好きいばらき県民運動」に参加している団体で、身の回りにある環境や福祉など、さまざまな分野でみんなが力を出し合い、「明るく、楽しく、無理なく活動していこう」をモットーに「やさしさ」とふれあいのある茨城づくりを進めています。

・活動内容 県民運動の参加・普及、地域活動の実践、地域団体との連携・調整など(行政主体ではなく住民主体の団体です)

第7回きらくやま音楽祭

▼日時 4月6日(日) 午後0時30分開場(午後1時開演)

▼開場 きらくやま世代ふれあいの館

▼入場料 無料

▼内容 フラダンス、ハワイアンバンド演奏など

▼主催 大好きいばらき県民会議「ネット伊奈」

▼申込 占部 ☎ 58・7168

お知らせ

— Information —

申・・・申し込み先

問・・・問い合わせ先

ご参加ください

スクエアダンス

無料体験会

「音楽に合わせて歩いて健康に」

▼日時 3月1日(土)・8日(土)・

15日(土) 午後6時～7時30分

(この回でも参加可)

▼会場 藤代スポーツセンター

2階レクリエーションルーム

※体育館用上履が必要です

▼主催 藤代スクエアダンスク

ラブ

▼お問い合わせ先

井上 ☎ 0297-83-5609

松本 ☎ 0298-73-9319

櫻井 ☎ 0297-74-4305

親子ビクス

新規会員募集

「ママとポップみらい」は、

ママと子ども(1歳半位歩くこ

とができる子)未就園児)対象

のサークルです。親子で一緒に

音楽に合わせて、体を動かして

みませんか?

体験したい方は、ぜひご参加

ください。

▼日時 3月14日(金) 午前10時

～11時30分

▼場所 谷和原公民館

▼参加費 500円

▼場所 2バスオール、室内シユ

1ズ、水分補給飲料水、運
動ができる服装

※定員になり次第締め切り

▼お問い合わせ先

松本 ☎ 090-5441-6181

どれみリトミック

無料体験

▼どれみベイビー

・3月5日(水) 谷井田コミュニ

ティセンター

・3月26日(水) 伊奈公民館

新2歳児クラス 午前11時40

分～午後0時20分

▼どれみキッズ

・3月5日(水) 谷井田コミュニ

ティセンター

・3月26日(水) 伊奈公民館

新年少クラス(3歳児) 午

後4時20分～5時10分

新年中クラス(4歳児) 午

後2時20分～3時10分

※各クラス定員あり

▼お問い合わせ先

今野 ☎ 090-1617-4428

どれみキッズ 戸村 ☎ 090-6174-0175

予科練平和記念館建設にご協力ください

阿見町では、予科練を主体とした戦史の記録を保存・伝承し、広く平和実現に向けて、その一翼を担うための「予科練平和記念館」の建設を進めています。

この記念館は、かつて全国から集まった多くの若者たちが、自ら求めて厳しい訓練に耐え、国のためにと信じて特攻隊員として散華したという事実など予科練に関する歴史事実を中心に整備するもので、平成21年度完成を目指しています。

このたび、予科練関係の方々やご遺族をはじめ、全国のご理解を頂けるの方々から予科練に関する資料はもとより、建設資金の一部をにについてのご支援をお願いしているところです。

国民的遺産というべき予科練の歴史を後世に伝えるため、予科練平和記念館建設を皆さまのお力でぜひ実現したいと考えていますので、ご支援・ご協力をお願いします。

◆お問い合わせ先

阿見町役場 予科練平和記念館整備推進室

☎ 029-8888-1111 (内線260・261)

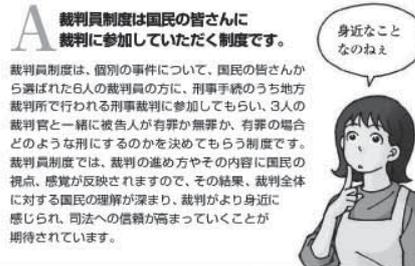
<http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

◆市役所代表番号◆

☎ 58 - 2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52 - 3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

Q 裁判員制度とはどのような制度ですか？



A 裁判員制度は国民の皆さんに裁判に参加していただく制度です。

裁判員制度は、個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた8人の裁判員の方に、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

お知らせします

裁判員制度について

裁判員制度とは、国民の皆さまに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度なんです。

刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。裁判員制度は、国民の皆さまの積極的な協力をなくしては成り立たない制度です。次の「Q & A」を通して、裁判員制度に理解を深め、刑事裁判に参加することへの負担感や不安を少し

Q 裁判員等には選ばれる確率はどれくらいですか？



A だいたい3,500人に1人と見込まれています。

裁判員を適任手続のために何人の裁判員候補者に来ていただくかは、個々の事件ごとに、裁判所が決めることとなります。仮に通常の事件で50人程度の審理に多くの日数を要する事件で100人程度の裁判員候補者を選んだとした場合、平成17年の裁判員制度の対象となる事件が全国で約3,600件であったことを前提に試算すると、1年間に18万人～36万人の方に裁判所に来ていただくこととなります。確率で言うと、全国で1年当たり、全有権者のうち、実際の事件ごとに裁判員候補者として裁判所に来ていただく方は約300～600人に1人程度(0.18～0.35%)、そして、実際に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただくのは約3,500人に1人程度(0.03%)となります。

でも軽減していただきたいと思っています。

問 最高裁判所事務総局審議官
室 ☎ 03 - 3239 - 7556

保健だより

■平成20年度健康診断のお知らせ

～ご自宅に受診券を郵送します。ご確認ください。～

次の方には、3月中旬に健康診断受診券を郵送する予定です。この受診券は平成20年度に健康診断（基本健康診査、特定健康診査）を受診する際に必要となります。

- ・18歳以上40歳未満の方 ⇒ 基本健康診査の受診券
※税金が特別徴収の方は除いています。受診を希望される場合はご連絡ください。
- ・40歳以上75歳未満のつくばみらい市国民健康保険加入者 ⇒ 特定健康診査の受診券
※40歳以上75歳未満の方は、各医療保険者から特定健康診査の受診券が配布されます。
国民健康保険以外の方は、各医療保険者にお問い合わせください。
- ・75歳以上の方 ⇒ 基本健康診査の受診券
- ・65歳以上75歳未満でつくばみらい市国民健康保険加入者以外の方 ⇒ 介護予防スクリーニング検診のお知らせ
※要介護1～5の方は除いています。

受診券が届かない方でも、下記の検診は受診できます。

- ・結核検診（18歳以上の方）
- ・肝炎ウイルス検診（40歳～74歳の方）
- ・介護予防スクリーニング検診（65歳以上の方）
- ・胃がん検診（18歳以上の方）
- ・大腸がん検診（18歳以上の方）
- ・肺がん検診（40歳以上の方）
- ・喀痰細胞診（肺がん検診を受診する方）
- ・前立腺がん検診（50歳以上の男性の方）
- ・子宮がん検診（20歳以上の女性の方）
- ・乳がん検診（20歳以上の女性の方）
- ・骨粗しょう症検診（18歳以上の方）
- ・成人歯科検診（18歳以上の方）

※各健診の日程については、つくばみらい市健康管理予定表・広報・ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ先

健診に関すること

健康増進課 ☎ 25-2100

国保年金課 ☎ 58-2111(内線1187)

介護予防スクリーニング検診に関すること

介護保険課 ☎ 58-2111(内線1173)

■献血のお知らせ

皆さまのご協力をお願いします。

○期日 3月10日(月)

<午前の部>時間：午前9時30分～正午

場所：カスミ谷井田店

<午後の部>時間：午後1時30分～3時30分

場所：茨城みなみ農協本所（谷井田）

○期日 3月28日(金)

<午前の部>時間：午前9時～正午

場所：谷和原庁舎

<午後の部>時間：午後1時30分～4時

場所：小絹コミュニティセンター

◆問い合わせ先

健康増進課（谷和原保健センター内） ☎ 25-2100

■肝炎ウイルス検診のお知らせ

肝臓に炎症が起き、肝細胞が壊れて働きが悪くなる病気を肝炎といいます。肝臓病といえばお酒の飲みすぎを思い浮かべる人が多いと思いますが、日本でもっとも多い肝臓病はウイルスによる肝炎です。

“沈黙の臓器”といわれる肝臓は、ひどくなるまでほとんど自覚症状が現れません。しかし、感染に気づかず放置しておくと20～30年かけて慢性肝炎、肝硬変さらには肝臓がんと進行することが少なくありません。

こうした状況をふまえ、市では『B型肝炎・C型肝炎ウイルス検診』を実施しています。この機会にぜひ、肝炎ウイルス検診を受けられますようお勧めします。

検診日	会場	受付時間	申込時間
3月19日(水)	谷和原保健福祉センター	午前10時～10時30分	2月25日(月)～3月14日(金)
	伊奈保健センター	午後1時30分～2時	

◎対象者：40歳以上74歳以下の方で、今までに肝炎ウイルス検診を受けたことのない方

◎検査方法：採血検査

◎自己負担金：1,000円

＜＜肝炎ウイルス検診申込方法＞＞

申 込 方 法：①申込受付専用電話 にっこり つくばみらい ☎ **25-2983**

②谷和原保健福祉センター・伊奈保健センター窓口

申込受付時間：午前9時～午後5時(土日、祝日を除く)

※上記以外の方法による受け付けは一切行いません。また、同一世帯のご家族以外の申し込み受け付けはできません。

※申し込み受け付けの際、「氏名」「住所」「生年月日」「電話番号」をお聞きます。

■妊産婦さんにやさしい環境づくり

市では、母子健康手帳交付時にマタニティマークの入ったキーホルダーを配布し、妊婦の方に身につけていただいています。今回マタニティマークがデザインされた「妊産婦・乳児優先駐車場」を庁舎(伊奈2台分・谷和原1台分)・谷和原保健福祉センター2台分・伊奈保健センター(予定)の駐車スペースを確保しました。

小さな命をサポートするために妊産婦さんへの気遣いなど優しい環境づくりにみなさんのご理解とご協力をお願いします。

「マタニティマーク」の詳しいことは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

・厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



◆問い合わせ先

健康増進課

(谷和原保健福祉センター内)

☎ 25-2100

3月保健カレンダー

1	土	健康増進室利用講習会 午前9時30分～
3	月	2歳児歯科健診 午後1時～2時 場所：伊奈保健センター 対象：平成17年11・12・平成18年1月生
4	火	健康増進室利用講習会 午前9時30分～
5	水	移動健康相談 午前9時30分～11時30分 場所：みらい平陽光台集会所 ミニ教室【肩こり・腰痛】 午前10時～
6	木	ミニ教室【チューブ運動】 午後7時30分～
7	金	離乳食教室(予約制) ①午前10時～10時50分 ②午前11時～11時50分 場所：伊奈保健センター ミニ教室【バランスボール】 午前11時～
8	土	健康増進室利用講習会 午後1時30分～
11	火	ひよこ広場 午前10時～11時30分 場所：谷和原公民館 育児相談(予約制) 午前9時～11時30分 場所：谷和原保健福祉センター
12	水	3～4か月児健診 午後1時～2時 場所：谷和原保健福祉センター 対象：平成19年11・12月生 健康増進室利用講習会 午後6時30分～ ミニ教室【肩こり・腰痛】 午前10時～
13	木	ミニ教室【チューブ運動】 午後7時30分～
14	金	3～4か月児健診 午後1時～2時 場所：伊奈保健センター 対象：平成19年11・12月生 ミニ教室【バランスボール】 午前11時～
16	日	健康増進室利用講習会 午後6時～
19	水	肝炎ウイルス検診(予約制) 場所：谷和原保健福祉センター 午前10時～10時30分 伊奈保健センター 午後1時30分～2時
20	木	健康増進室利用講習会 午後1時30分～
21	金	ミニ教室【バランスボール】 午前11時～
25	火	健康相談(予約制) 午前9時～10時30分 場所：伊奈保健センター こころの健康相談(予約制) 午後1時30分～ 場所：伊奈保健センター

26	水	ミニ教室【肩こり・腰痛】 午前10時～
27	木	ミニ教室【チューブ運動】 午後7時30分～
28	金	ミニ教室【バランスボール】 午前11時～

<健康増進室利用について>

- 場 所 谷和原保健福祉センター
- 対 象 者 健康増進室利用講習会を受講された方
- 使 用 料 100円(免除制度あり)

※健康増進室利用講習会について

「運動機器の取り扱い方や体力測定」などを行います。健康増進室は、この講習会を受講された方のみご利用いただけます。事前の申し込みが必要になります。

講習会に来られる方は、室内運動靴・運動しやすい服装・汗ふきタオルなどをご持参ください。

- 対 象 者 市内在住・在勤・在学者で16歳以上の方
- 定 員 各日とも8人(※予約制)

- 申込方法 谷和原保健福祉センター内健康増進課まで、電話または窓口で直接お申し込みください。申し込みは本人、家族のみです。

- 申 込 日 2月25日(月)受付開始
月～金曜日(土・日・祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

※ミニ教室について

健康増進室利用講習会を受講された方のみ、ミニ教室の予約ができます。(申込方法・申込日は講習会と同じ)

都合により休講、または変更になる場合があります。

- 定 員 各日とも17人(※予約制)
※定員になり次第締め切り

- 参 加 費 100円(免除制度あり)

☆詳しくは健康増進課までお問い合わせください。

申し込み先 健康増進課 ☎25-2100

★健康増進室の利用時間

- ・火～土曜日：午前9時～午後9時
- ・日 曜 日：午前9時30分～午後8時
- ※月曜日は休室になります。

春季全国火災

予防運動

『火は見ている あなたが離れるその時を』

3月1日(出)～7日(金)は、春季全国火災予防運動です。

次の習慣と対策を念頭に置いて火災を未然に防ぎましょう。

☆3つの習慣

- ・寝たばこは、やめましょう
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた場所で使用しましょう
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう

☆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう
- ・寝具や衣類から火災を防ぐために、燃えにくい製品(防災品)を使用しましょう
- ・火災を小さいうちに消すために消火器などを用意しましょう
- ・お年寄りや身体の不自由な人たちを守るために、近所の協力体制をつくりましょう

◆問い合わせ先

※病院・医療機関の案内：常総広域消防本部司令課

☎23-0119

※火災・緊急・災害などの情報(音声アナウンス)

☎22-0119

休日当番病院（3月）

日	病院名	所在地	連絡先
3月2日(日)	宗仁会病院	取手市	0297-85-8341
9日(日)	取手協同病院	取手市	0297-74-5551
16日(日)	取手医師会病院	取手市	0297-78-6111
20日(祝)	総合守谷第一病院	守谷市	0297-45-5111
23日(日)	守谷慶友病院	守谷市	0297-45-3311
30日(日)	水海道さくら病院	常総市	0297-23-2223

小児科救急当番病院（3月）

日	病院名	所在地	連絡先
毎週水曜日	総合守谷第一病院	守谷市	0297-45-5111
水曜日以外	取手協同病院	取手市	0297-74-5551

くみとり（3月）

日	曜日	収集区域	
		関東商事(株) ☎029-836-3007	(株)シイナクリーン ☎58-3566
1	土	—	—
2	日	—	—
3	月	足高、戸茂、戸崎	東栗山、城中、伊丹、小張、高波、愛高、高野台
4	火	根柄、久保、鎌田	福原、上島、中島、下島、小張、高波、愛高、高野台
5	水	野堀、伊奈東	谷井田、山王新田、神住新田、出山、赤松、小島新田
6	木	野堀、伊奈東	谷井田、山王新田、神住新田、出山、赤松、小島新田
7	金	野堀、伊奈東	福田地区、出山、赤松、小島新田
8	土	—	—
9	日	—	—
10	月	狸穴、伊奈東	奉社、市野深、新戸、芦戸、谷口、高岡、大山
11	火	狸穴、伊奈東	奉社、市野深、新戸、芦戸、谷口
12	水	狸穴、伊奈東	奉社、市野深、新戸、芦戸、谷口
13	木	狸穴、伊奈東	上平柳、中平柳、下平柳
14	金	狸穴、伊奈東	弥柳、山谷、狸淵
15	土	—	—
16	日	—	—
17	月	大和田、伊奈東	弥柳、山谷、狸淵
18	火	大和田、伊奈東	長渡呂、長渡呂新田、青木
19	水	大和田、伊奈東	青古新田、豊体
20	木	—	—
21	金	板橋	—
22	土	—	—
23	日	—	—
24	月	板橋	—
25	火	板橋	—
26	水	南太田	—
27	木	南太田	—
28	金	南太田	—
29	土	—	—
30	日	—	—
31	月	南太田	—

※谷和原地区のくみとりは、(株)シイナクリーン☎48-2336
になります。

つくばみらい市社会福祉協議会 心配ごと相談

日程

3月4日(火) 法律相談(弁)…保健福祉センター
11日(火) 法律相談(弁)…すこやか福祉館
17日(月) 心配ごと相談…すこやか福祉館
保健福祉センター
18日(火) 法律相談(司)…保健福祉センター
25日(火) 法律相談(弁)…すこやか福祉館

法律相談(弁)

弁護士による相談(要予約) 午後1時～4時
心配ごと相談

相談員による相談 午後1時～3時

予約・問合せ先

(社)つくばみらい市社会福祉協議会

(すこやか福祉館内)

☎57-0123

行政相談

「道路の案内標識が見えにくい」「郵便ポストが近くにない」など毎日の暮らしの中で、困っていることはありませんか?ぜひご相談ください。

日時 3月13日(木)

午後1時30分～3時30分

場所 谷和原保健福祉センター 会議室

また、随時相談を受け付けています。

問合せ先 行政相談委員

いまがわかずひろ

今川和宏さん ☎52-2525 筒戸1749-1

あいしまひろし

相島宏さん ☎58-0676 下平柳828-3

教育相談

家庭教育や子育てに関すること・カウンセリングなど何でも結構です。ご利用ください。
訪問相談のほか、電話相談も受け付けています。

●伊奈公民館

日時 毎週木曜日 午前9時～正午

☎57-0983 (相談室直通)

●小絹コミュニティセンター

日時 毎週火曜日 午前9時～午後5時

☎52-7566 (相談室直通)

飼えなくなった犬猫の引取り

日時 3月4日(火)

午後1時～1時20分

場所 伊奈庁舎前駐車場

問合せ先 伊奈庁舎生活環境課

☎58-2111 (内線1123)

水道漏水修理当番（3月）

水道の故障、漏水修理などの場合は、次の市指定給水装置工事店が当番になっていますので、直接ご連絡ください。

日	曜日	伊奈地区		谷和原地区	
		工事業者名	電話番号	工事業者名	電話番号
1	土	(有)坂本設備工業	58-0070	塚本建設工業(株)	52-3681
2	日	伊奈工業(株)	58-6168	(株)豊島産業	52-3335
3	月	原信田建設(株)	58-0018	(有)福新設備工業	52-5011
4	火	(有)大久保水道工業	58-8177	(有)川口商事	52-3286
5	水	伊奈工業(株)	58-6168	(有)片見設備工業	52-5804
6	木	(株)赤塚土木興業	58-6213	常陸管工	52-5579
7	金	いなほ工業(株)	58-0382	谷原建設(株)	52-2298
8	土	松本工業(株)	58-2187	谷口設備工業	52-2619
9	日	(株)赤塚土木興業	58-6213	常磐興業(株)	52-2203
10	月	成島建設(株)	58-1131	常総土木工業(株)	52-5357
11	火	中村建設(株)	58-1717	塚本建設工業(株)	52-3681
12	水	(株)山田組	58-2351	(株)豊島産業	52-3335
13	木	(有)坂本設備工業	58-0070	(有)福新設備工業	52-5011
14	金	原信田建設(株)	58-0018	(有)川口商事	52-3286
15	土	(有)大久保水道工業	58-8177	(有)片見設備工業	52-5804
16	日	いなほ工業(株)	58-0382	常陸管工	52-5579
17	月	伊奈工業(株)	58-6168	谷原建設(株)	52-2298
18	火	(株)赤塚土木興業	58-6213	谷口設備工業	52-2619
19	水	いなほ工業(株)	58-0382	常磐興業(株)	52-2203
20	木	成島建設(株)	58-1131	常総土木工業(株)	52-5357
21	金	松本工業(株)	58-2187	塚本建設工業(株)	52-3681
22	土	成島建設(株)	58-1131	(株)豊島産業	52-3335
23	日	松本工業(株)	58-2187	(有)福新設備工業	52-5011
24	月	中村建設(株)	58-1717	(有)川口商事	52-3286
25	火	(株)山田組	58-2351	(有)片見設備工業	52-5804
26	水	(有)坂本設備工業	58-0070	常陸管工	52-5579
27	木	原信田建設(株)	58-0018	谷原建設(株)	52-2298
28	金	(有)大久保水道工業	58-8177	谷口設備工業	52-2619
29	土	伊奈工業(株)	58-6168	常磐興業(株)	52-2203
30	日	成島建設(株)	58-1131	常総土木工業(株)	52-5357
31	月	(株)赤塚土木興業	58-6213	塚本建設工業(株)	52-3681

3月の納税など

保 育 料	3 月 分
児 童 ク ラ ブ	3 月 分
水道使用料(伊 奈)	3 月 分
水道使用料(谷和原)	小絹・十和
下 水 道 使 用 料	小 絹
農 集 排 (伊 奈)	3 月 分
農 集 排 (谷 和 原)	2・3月分
コ ミ プ ラ (伊 奈)	3 月 分
住 宅 使 用 料	3 月 分
地 代 (伊 奈)	3 月 分

☆納期限は3月31日(月)です。

火災・救急統計

●火災	1月分	20年分
建 物	1件	1件
車 両	0件	0件
そ の 他	1件	1件
計	2件	2件
●救急	1月分	20年分
交 通 事 故	19件	19件
急 病	94件	94件
そ の 他	27件	27件
計	140件	140件

市長1月の動静（1月4日～1月31日）

ここでは、市長の月間の主な動静を情報公開します。

- 4日(金) 庁議、御用始め式
- 7日(月) 茨城県庁ほか年頭あいさつ
- 8日(火) メディアパーク推進協議会視察
- 9日(水) メディアパーク推進協議会視察
- 10日(木) 明日の茨城づくりをめざす新春の集い
- 11日(金) 補助金検討委員会
- 12日(土) 社会福祉協議会理事會
- 13日(日) 出初式、成人式
- 15日(火) ひまわり園成人式、農業振興地域整備促進協議会
- 17日(木) 霞ヶ浦用水事業正副会長會議、みづば部会總會
- 18日(金) たこあげ大会実行委員会
- 21日(月) 高年クラブ新年會、水田農業推進協議会總會
- 22日(火) 常総衛生組合管理者會、伊奈町史編纂委員會
- 23日(水) 県市長會
- 24日(木) 常総広域事務組合管理者會
- 25日(金) 県市町村総合事務組合議會議
- 29日(火) 入札、利根川水系県南水防事務組合管理者會

4月から日曜日に一部の窓口業務を開始

※現在水曜日に実施している午後7時までの「窓口延長」は廃止になります

◎開庁実施日時 (平成20年4月より実施)

- ・谷和原庁舎：第1・第3日曜日 (午前8時30分～正午)
 - ・伊奈庁舎：第2・第4日曜日 (午前8時30分～正午)
- ※第5日曜日、年末年始は閉庁となります。



◎実施業務

- ・住民関係：全部事項証明書 (戸籍謄本)、個人事項証明書 (戸籍抄本)、住民票謄・抄本、身分証明書、印鑑登録及び印鑑証明書などの発行
- ・税務関係：納税証明書、所得証明書、評価証明書、軽自動車車検用納税証明書などの発行
- ・会計関係：市税、各種使用料、手数料など、(納付書持参の場合のみ) の収納

◆問い合わせ先

伊奈庁舎市民窓口課
☎58-2111 (内線1110～1117)
伊奈庁舎税務課
☎58-2111 (内線1130～1137)

介護予防でいつまでもハツラツ!!

生き生きクラブを開催しました

1月15日に谷和原公民館において、65歳以上の方を対象としている介護予防一般高齢者施策「生き生きクラブ」が開催されました。

第一回となる今回は、県で養成を受け地域で活動されているシルバリーハビリ体操指導士が、介護予防の重要性を説明しながら、「いきいきヘルス体操」・「いきいきヘルスいっぽう体操」・「えんげ体操」などを途中休憩を入れながら約1時間30分にわたりに行い、寒さに負けずに20人の参加者が寝たきりにならない身体づくりに励みました。

4月以降も再度参加者を募集していく予定です。これからもより多くの方の参加をお待ちしています。

◆問い合わせ先

伊奈庁舎介護保険課
☎58-2111 (内線1173)





市の花
なのはな



市の木
さくら



市の鳥
ひばり

つくばみらいの

学 校 紹 介



～福岡小学校～

第9回

自ら進んで学び 心豊かにたくましく生きる児童を育成する

本校では、小規模校（児童数103人）の利点を生かしながら「自ら進んで学び 心豊かにたくましく生きる児童を育成する」の教育方針のもとに、「全職員で全児童を担当する」を合言葉に日々の教育活動を展開しています。

本年度は、特に7つの数値目標を掲げ教育目標実現のため努力しているところです。具体的には、右記のような取り組みを展開中です。

- 「文字力テスト」「計算力テスト」の合格率 80%
- 1年間に50冊以上本を読んだ児童の割合(4～6年) 75%
- 「体力テスト総合評価AまたはB」の児童の割合 60%
- う歯を治療している児童の割合 65%
- 学校公開日 年3回
- 早寝、早起きの習慣が身についている児童の割合 70%
- 朝ごはんをきちんと食べて登校する児童の割合 85%

また、本校では地域とともに歩む教育に重点を置き、その充実に向けた施策を展開しています。その一例を紹介します。



← 1 福岡盆踊り

福岡地区には、古くから伝わる「福岡盆踊り・福岡太鼓」があります。1・2年生は夏休み前に学校で保存会の方に踊りを教えてもらいました。そのおかげで8月15日に大楽寺で行われる盆踊りでは楽しく踊ることができました。また、3年生は10月1日から週に2回、保存会の方に太鼓やかね、踊りの指導を受け、11月4日に行われた福岡秋まつりで盛大に発表することができました。また、11月30日に、県の芸術祭合唱合奏大会の合奏の部で4～6年による和洋合奏「ソーラン節 福岡バージョン」を演奏し、福岡太鼓を披露しました。

2 福岡堰全校クリーン作戦 →

年に2回、福岡堰全校クリーン作戦を行っています。10月18日に行われたクリーン作戦では、1・2年生は学校周辺、3年生以上は、水門、小貝川の土手および水辺プラザ周辺の清掃活動をしました。子どもたち、職員および参加した保護者の皆さん全員が、さわやかな汗を流しながら、ゴミ拾いを行いました。



← 3 にこにこホーム訪問

12月6日老人介護施設「グループホームにこにこ」を5年生21人、6年生16人で訪問しました。本校で取り組む「思いやりのある児童」をめざしたボランティア活動の一環として行いました。ホームでは、おじいちゃんやおばあちゃんと一緒に、クリスマスリースを作ったり、歌を歌ったり合奏をしたりしました。子どもたちの気持ちが伝わって、みんな笑顔の楽しいひとときを過ごしました。